



地 方 厚 生 (支) 局 医 療 課 都道府県民生主管部 (局) 国民健康保険主管課 (部) 御中 都道府県後期高齢者医療主管部 (局) 後期高齢者医療主管課(部)

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について (その56)

診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和2年厚生労働省告示第57号)等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日保医発0305第1号)等により、令和2年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

医科診療報酬点数表関係

【インフルエンザウイルス抗原定性】

- 問1 「鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中のA型インフルエンザウイルス抗原及びB型インフルエンザウイルス抗原の検出」を使用目的として令和3年2月18日付けで薬事承認された「HISCL インフルエンザ 試薬」(シスメックス株式会社)はいつから保険適用となるのか。
 - (答) 令和3年2月18日より保険適用となる。なお、当該検査を実施する場合は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「22」インフルエンザウイルス抗原定性を算定すること。

【SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)抗原検出】

- 問2 令和2年5月13日付けで保険適用された SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 抗原検出を実施する際に用いるものとして、「SARS-CoV-2 抗原の検出 (COVID-19 の診断又は診断の補助) を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和3年2月18日付けで薬事承認された「Sofia アナライザー用 SARS-CoV-2 FIA」 (SBバイオサイエンス株式会社) はいつから保険適用となるのか。
 - (答)令和3年2月18日より保険適用となる。

【SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出】

- 問3 令和2年3月6日付けで保険適用された SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出を実施する際に用いるものとして、「体外診断用医薬品のうち、使用目的又は効果として、SARS-CoV-2 の検出(COVID-19 の診断又は診断の補助)を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和3年2月18日付けで薬事承認された「スマートジーン SARS-CoV-2」(株式会社 ミズホメディー)はいつから保険適用となるのか。
 - (答)令和3年2月18日より保険適用となる。